

令和4年（行ウ）第25号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告 近藤ユリ

被告 国

証拠説明書（3）

2022年11月28日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

近 藤 博 徳



同

椎 名 基 晴



同

仲 晃 生



同

仲 尾 育 哉



同

山 西 信 裕



号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲105	判例セレクト「国籍法11条1項の合憲性」	写	2021年 (令和3年) 5月	毛利透
				東京訴訟の地裁判決（乙18）について、憲法学者である毛利透教授がその評釈において、 「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」、 地裁判決では「自らの意思による外国籍取得の場合には事前に国籍選択の機会があることが重視されている」、「世界的な重国籍の広がりが見え、婚姻の意味と同様、「国籍」の意味も変化しつつある。国側が、外国籍の取得は日本国籍の放棄をも合意しているという「擬制」（木棚照一『逐条注解 国籍法』〔日本加除出版、2003年〕339頁）に固執しても、そう考えない人々が増加することは止められない。そのとき、いつまでこの「擬制」が説得力を有しつづけられるだろうか。」 と述べていること。